

朱書き履歴事項の記入について

平成8～11年度

(1) 発令日が4月1日以前で4月1日にかかる任用の場合

平成 8. 12. 25	平成8年12月奈良県条例第6号の施行により 平成8年4月1日付給料月額改訂
平成 9. 12. 25	平成9年12月奈良県条例第6号の施行により 平成9年4月1日付給料月額改訂
平成10. 12. 25	平成10年12月奈良県条例第9号の施行により 平成10年4月1日付給料月額改訂
平成11. 12. 24	平成11年12月奈良県条例第11号の施行により 平成11年4月1日付給料月額改訂

※今まで月額発令であった定外講師も、平成8年4月1日より定内講師同様に号給発令となつた。平成7年度月額発令任用の講師も、上記のとおり。

(2) 発令日が4月2日から12月31日の場合

平成 8. 12. 25	平成8年12月奈良県条例第6号の施行により <u>平成8年 月 日</u> 付給料月額改訂 発令日
平成 9. 12. 25	平成9年12月奈良県条例第6号の施行により <u>平成9年 月 日</u> 付給料月額改訂 発令日
平成10. 12. 25	平成10年12月奈良県条例第9号の施行により <u>平成10年 月 日</u> 付給料月額改訂 発令日
平成11. 12. 24	平成11年12月奈良県条例第11号の施行により <u>平成11年 月 日</u> 付給料月額改訂 発令日

平成12・13年度

記入の必要なし

平成14年度

発令日が平成14年12月31日以前で、平成15年1月1日以降まで任期のある場合

平成15. 1. 1	平成14年12月奈良県条例第20号の施行により 給料月額改訂
------------	-----------------------------------

平成15年度

(1) 発令日が平成15年3月31日以前で、平成15年4月1日以降まで任期のある場合

平成15. 4. 1	平成15年3月奈良県条例第42号の施行により 給料月額の特定割合を100分の2とする
------------	---

(2) 発令日が平成15年4月2日以降の場合（任用が1日でも途切れている場合は、その都度記入すること）

平成15.
発令日 平成15年3月奈良県条例第42号の施行により
給料月額の特定割合を100分の2とする

(3) 発令日が平成15年11月30日以前で、平成15年12月1日以降まで任期のある場合

平成15. 12. 1 平成15年11月奈良県条例第14号の施行により
給料月額改訂

※上記該当者のうち、発令日が平成15年11月1日以前の場合、下記の行を追記する。

平成15. 12. 1 平成15年11月奈良県条例第14号の施行により
平成15年 月 日から同年11月30日までの間
給料月額の↑特定割合を100分の1とする

発令日（県費採用として1日も途切れずに勤務していた場合は、その直近の発令日）

平成16年度

初めての県費採用、あるいはいったん途切れて採用になった場合（任用が1日でも途切れている場合は、その都度記入すること）

平成16.
発令日 平成15年3月奈良県条例第42号の施行により
給料月額の特定割合を100分の2とする

平成17年度

(1) 初めての県費採用、あるいはいったん途切れて採用になった場合（任用が1日でも途切れている場合は、その都度記入すること）

平成17.
発令日 平成15年3月奈良県条例第42号の施行により
給料月額の特定割合を100分の2とする

(2) 発令日が平成17年11月30日以前で、平成17年12月1日以降まで任期のある場合

平成17. 12. 1 平成17年11月奈良県条例第18号の施行により
給料月額改訂

※上記該当者のうち、発令日が平成17年11月1日以前の場合、下記の行を追記する。

平成17. 12. 1 平成17年11月奈良県条例第18号の施行により
平成17年12月1日から同年12月31日までの間
給料月額の特定割合を100分の1. 6↑とする

12月中に任用が終了する場合は、その日を記入する。

平成18年度

初めての県費採用、あるいはいったん途切れて採用になった場合（任用が1日でも途切れている場合は、その都度記入すること）

平成18.
発令日 平成18年3月奈良県条例第38号の施行により
給料月額の特定割合を100分の2とする

平成19年度

- (1) 臨時講師として初めての県費採用、あるいはいったん途切れて採用になった場合（任用が1日でも途切れている場合は、その都度記入すること）

平成19. . . 平成19年3月奈良県条例第33号の施行により
発令日 給料月額の特定割合を100分の1.5とする

- (2) 任期付講師として採用になり、教育職給料表（二）または（三）1級61号給以上の場合

平成19. 4. 1 平成19年3月奈良県条例第33号の施行により
給料月額の特定割合を100分の2とする

- (3) 任期付講師として採用になり、教育職給料表（二）または（三）1級60号給以下の場合

平成19. 4. 1 平成19年3月奈良県条例第33号の施行により
給料月額の特定割合を100分の1.5とする

- (4) 発令日が平成19年4月1日から平成19年12月31日で、教育職給料表（二）または（三）1級64号給以下の場合

平成19. 12. 25 平成19年12月奈良県条例第21号の施行により
給料月額改訂

平成20年度

平成20. 4. 1 平成20年3月奈良県条例32号の施行により
給料月額の特定割合を100分の1.5とする

平成21年度

- (1) 平成21年11月30日までに発令日がある場合

ア 発令日が平成21年3月31日以前で平成21年4月1日以降まで任期のある場合
（ただし、下のウの場合は記入する必要はない）

平成21. 4. 1 平成21年3月奈良県条例第30号の施行により
給料月額の特定割合を100分の1.4とする

イ 臨時講師として初めての県費採用、あるいはいったん途切れて採用になった場合（任用が1日でも途切れている場合は、その都度記入すること）

平成21. . . 平成21年3月奈良県条例第30号の施行により
発令日 給料月額の特定割合を100分の1.4とする

ウ 任期付講師として採用になり、教育職給料表（二）または（三）1級61号給以上の場合

平成21. . . 平成21年3月奈良県条例第30号の施行により
発令日 給料月額の特定割合を100分の1.5とする

エ 任期付講師として採用になり、教育職給料表（二）または（三）1級60号給以下の場合

平成21. 平成21年3月奈良県条例第30号の施行により
発令日 給料月額の特定割合を100分の1.4とする

（2）平成21年12月1日を越えて任用がある場合下記の行を追記する

ア 教育職（二）または（三）1級53号給以上の場合

平成21.12.1 平成21年11月奈良県条例第26号の施行により
給料月額改訂
平成21.12.1 平成21年11月奈良県条例第26号の施行により
平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間
給料月額の特定割合を100分の1.1（※注）とする

イ 教育職（二）または（三）1級52号給以下の場合

平成21.12.1 平成21年11月奈良県条例第26号の施行により
平成21年12月1日から平成22年3月31日までの間
給料月額の特定割合を100分の1.1（※注）とする

※注 （1）ウに該当の場合、100分の1.2になる。

（3）平成21年12月1日以降に臨時講師として初めての県費採用、あるいはいったん途切れ採用になった場合（任用が1日でも途切れている場合は、その都度記入すること）

平成21. 平成21年3月奈良県条例第30号の施行により
発令日 給料月額の特定割合を100分の1.1（※注）とする

※注 任期付講師として採用になり、教育職給料表（二）または（三）1級61号給以上の場合は、1.2となる。

平成22年度

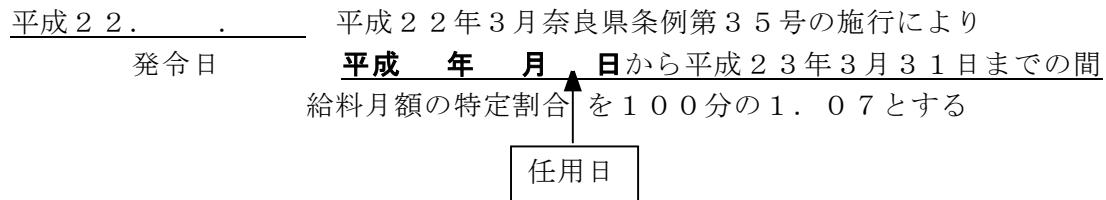
（1）はじめての県費採用、あるいはいったん途切れ採用になった場合（任用が1日でも途切れている場合は、その都度記入すること）

平成22. 平成22年3月奈良県条例第35号の施行により
発令日 給料月額の特定割合を100分の1.2とする

（2）平成22年12月1日を越えて任用がある場合下記の行を追記する

平成22.12.1 平成22年11月奈良県条例第12号の施行により
平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間
給料月額の特定割合を100分の1.07とする

(3) 平成22年12月1日以降に臨時講師として初めての県費採用、あるいはいったん途切れ採用になった場合（任用が1日でも途切れている場合は、その都度記入すること）



平成23年度

教育職（二）または（三）1級105号給以上の場合

平成23. 12. 1 平成23年11月奈良県条例第19号の施行により
給料月額改訂

平成25年度

平成25年度減額支給措置対象者の職員の場合

平成25. 7. 1 平成25年6月奈良県条例第3号の施行により
平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間
給料月額の特定割合を100分の4.77とする

平成26年度

給料月額改訂の職員 教育職（二）1級145号給以下及び教育職（三）1級全員
平成26. 12. 25 平成26年12月奈良県条例第31号の施行により
平成26年4月1日付給料月額改訂

平成27年度

平成27年度に県費で任用された臨時講師（定内・補充）・任期付教員
【非常勤講師は除く】

平成27. . . 平成28年3月奈良県条例第45号の施行により
発令日 平成27年4月1日付給料月額改訂

平成28年度

平成28年度に県費で任用された臨時講師（定内・補充）・任期付教員
【非常勤講師は除く】

平成28. . . 平成28年12月奈良県条例第21号の施行により
発令日 平成28年4月1日付給料月額改訂

平成29年度

平成29年度に県費で任用された臨時講師（定内・補充）・任期付教員
【非常勤講師は除く】

平成29. . . 平成29年12月奈良県条例第17号の施行により
発令日 平成29年4月1日付給料月額改訂

平成30年度

平成30年度に県費で任用された臨時講師（定内・補充）・任期付教員

【非常勤講師は除く】

平成30._____ 平成30年12月奈良県条例第18号の施行により
発令日 平成30年4月1日付給料月額改訂

令和元年度

令和元年度に県費で任用された臨時講師（定内・補充）・任期付教員

【非常勤講師は除く】

平成31._____ 令和元年12月奈良県条例第23号の施行により
発令日 平成31年4月1日付給料月額改訂

令和2年度

記入の必要なし

令和3年度

記入の必要なし

令和4年度

令和4年度に県費で任用のある臨時講師（定内・補充）・任期付教員

【非常勤講師は除く】

令和4._____ 令和4年12月奈良県条例第17号の施行により
発令日 令和4年4月1日付給料月額改訂

令和5年度

令和5年度に県費で任用のある臨時講師（定内・補充）・任期付教員

【非常勤講師は除く】

令和5._____ 令和5年12月奈良県条例第16号の施行により
発令日 令和5年4月1日付給料月額改訂

令和6年度

令和6年度に県費で任用のある臨時講師（定内・補充）・任期付教員

【非常勤講師は除く】

令和6._____ 令和6年12月奈良県条例第18号の施行により
発令日 令和6年4月1日付給料月額改訂

※記入方法で不明点があれば、勤務先の学校事務にたずねてください。